

県産材利用の制度化の検討状況

資料7

県内で建築される一定規模以上の建築物について、奈良県産材の利用を制度化(義務づけ)できないかを検討

【H27年度～H28年度の取組状況】

奈良県の実情に応じた制度設計を研究・検討するために先行して、弁護士相談をするとともに、先行団体の取り組みを調査

【検討開始時】

「条例」もしくは「要綱」を策定する方向で検討

- ①制度の目的は、「奈良県の林業・木材産業の振興」とすること
- ②権利義務としては、制度を作る方向から、「義務化」とすること
〔違反者に対して行政として何らかの働きかけができないのは制度として担保できないため 勧告・公表等については、「制度化」とすること〕
- ③対象とする木材は、原則、「県産材証明された木材」とすること
- ④対象建築物は、京都府・京都市と同じ新築・増築で床面積2,000㎡とすること

【方策例】

- 京都府・京都市は、条例を制定。東京都港区は、要綱を制定。
- 京都府・京都市、東京都港区は、勧告に従わない場合は「氏名等を公表する」としている。
- 京都府・京都市は、「府産木材証明書」が発行される木材等を義務づけ、東京都港区は、「協定を締結し、地方自治体から産出された木材で国産のもの等」を対象木材としている。
- 京都府、京都市は、床面積2,000㎡以上の建築物の新築・増築が対象、東京都港区は、床面積5,000㎡以上の建築物が対象である。

【検討を進めるに当たっての視点】

- 私人に制約を課すには、「県の森林環境の保全・災害防止」を手段として条例化する方が、公益的であり説明しやすいが、「県産材の利用」という観点から、積極的に「林業・木材産業の振興」を目的とするかどうかの整理をする。
- 木材の使い方の制約については、課す制約が大きくなると相手方の選択の範囲が狭くなるので財産権の行使、表現の自由という観点からの検討が必要なため整理をする。
- 「公表」とするならば制裁目的となるため、強い違法性が必要となるので慎重に検討することが必要であり、権利を守るための手続きを詳細に定めることも必要となるため整理をする。
- 義務を課すならば「条例化」、要綱ならば「努力義務化」にとどめるべきかどうかの整理をする。
- 対象とする木材について、合法性の取り扱いをどうするか整理をする。

など、様々な課題も見えてきた

【今後、課題解決に向けた取組】

「制度化検討WG」を設置(年3回の開催)し、検討を行い平成30年度内にまとめ報告する。

民間の施設等において「県産材利用」を義務化することのインパクトは大きく、木材に関する県民の意識に大きな影響を与えることが期待できるが、クリアしなければならない課題も多く、様々な観点も含め、平成30年度に、4名程度の外部委員で構成するWGで検討する。

- 具体的に委員として
- ・有識者代表(弁護士等)
 - ・企業代表(県と協定締結を結んだ大手ハウスメーカー等)
 - ・建築、木材関係代表(建築家・木材青年経営者協議会等)

※個別委員の選出については、事務局に一任いただきたい